



行政書士法改正要望書

日本行政書士会連合会
日本行政書士政治連盟

行政書士法の改正を要望します

行政不服申立手続について行政書士に代理権を付与されるよう「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること」を行政書士の業務として規定していただきたい。

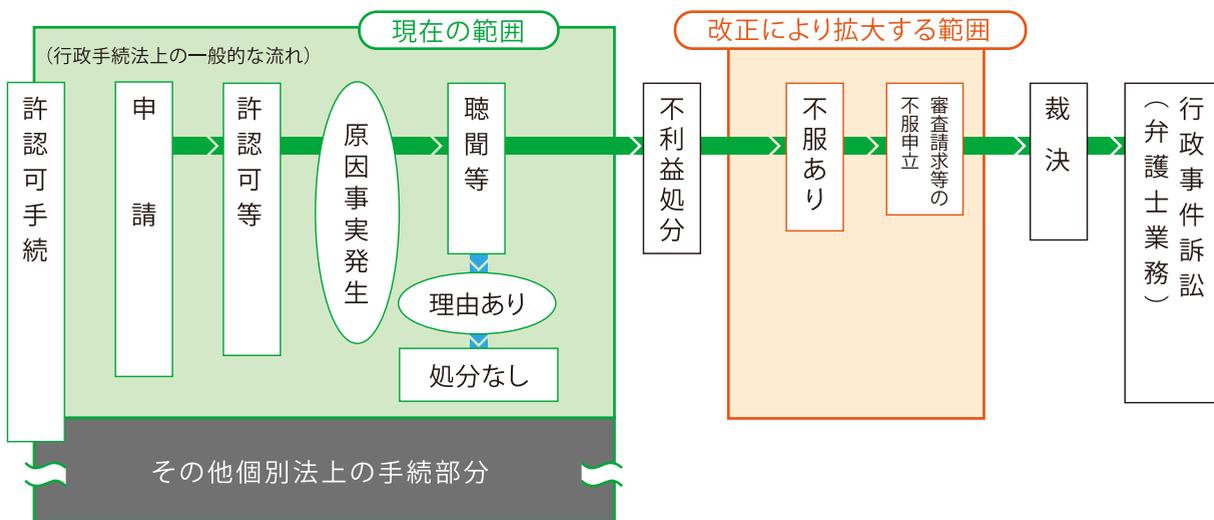
理由

- 1 簡易迅速な手続かつ柔軟で実効性のある国民の権利利益の救済 \ 行政書士の法目的に合致
- 2 官公署提出書類の作成・提出のスペシャリスト \ 手続内容を熟知した一貫した取扱い
- 3 他士業は一定の業務範囲で不服申立代理が認められている \ 行政書士試験は行政不服審査法が必須科目

<行政書士法>

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

法改正イメージ



参考

弁理士	特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する…手続きについての代理
司法書士	登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること
税理士	税務代理…に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法…の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て…につき、…代理し、又は代行すること…
社会保険労務士	申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項…について、…代理すること…
土地家屋調査士	不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

他士業の特定業務分野では
すでに法制化済み

許認可等分野において
「専門家＝行政書士」の活用は自然の流れ

要望書

平成24年5月 日本行政書士会連合会
日本行政書士政治連盟

政府行政救済制度検討チームの平成23年12月付け「取りまとめ」において行政書士の活用が今後検討されることを踏まえ、以下のとおり、行政書士法（【別添】行政書士法（昭和26年法律第4号）改正案）の改正を要望いたします。

行政書士法を改正し、「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること」を行政書士の業務として規定していただきたい。

理由

- 行政書士は行政書士法第1条の2に規定する「官公署に提出する書類の作成及び提出手続の代理（他の法律で制限されているものは除く）」を専管業務として行っている許認可等の手続の専門家である。
- 官公署提出書類等の作成・提出を行いその内容を熟知する行政書士が、それに関する行政不服申立てまで一貫して取り扱えることで、国民利便の向上につながる。また、行政書士の専門的知見と経験を行政不服申立てに活用することができ、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済にもつながる。
- 行政書士の試験科目には行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法等）が出題されており、例年問題数の5割程度が行政法科目である。なお、弁理士試験の論文式試験の選択科目として行政法が課されているのみで、他の隣接法律専門職種においては行政不服審査法は試験科目とされていない。
- 開かれた行政を目指す行政不服審査法改正機運は、事前規制から事後規制に軸足を移すものであり、行政不服審査への国民のアクセスを担うのは、従来から国民と行政とのパイプ役として活動してきた行政書士も適任である。
- 平成16年から各地の大学院と提携して、行政救済法（行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法）に関する科目履修を推進するとともに、その履修者に対し、平成21年度から弁護士や大学教授を招き、実務能力養成型の行政法特別研修を実施してきた。
- 行政不服審査法は不服申立ての代理人の範囲を制限していないが、弁護士法第72条の規定により、弁護士又は弁護士法人でない者が行政庁に対する不服申立事件に関して代理その他の法律事務を取り扱うことは認められていない。例外的に「他の法律に別段の定めがある場合」として司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士の隣接法律専門職種にはすでに代理権が認められている。同様に隣接法律専門職種である行政書士にも代理権を認めていただきたい。

行政書士法(昭和26年法律第4号)改正案

(太字が改正部分)

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下次号において同じ。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

行政不服審査法に係る不服審査手続代理権の付与に関する請願活動等について各地方議会より
地方自治法第99条に基づき国会又は関係行政庁に意見提出をされた単体会
(※平成24年4月2日までに日行連事務局に報告のあったもの)

単 位 会 名	採択日または提出日
北海道行政書士会	平成23年3月9日
秋田県行政書士会	平成23年3月11日
岩手県行政書士会	平成24年3月21日
福島県行政書士会	平成23年2月25日
山形県行政書士会	平成22年6月23日
東京都行政書士会	平成22年12月15日
神奈川県行政書士会	平成23年12月20日
千葉県行政書士会	平成23年3月11日
茨城県行政書士会	平成20年9月16日
長野県行政書士会	平成23年3月2日
山梨県行政書士会	平成23年10月7日
岐阜県行政書士会	平成23年10月6日
三重県行政書士会	平成22年10月18日
石川県行政書士会	平成20年10月3日
富山県行政書士会	平成23年3月16日
滋賀県行政書士会	平成22年12月1日

単 位 会 名	採択日または提出日
大阪府行政書士会	平成23年3月16日
京都府行政書士会	平成23年3月11日
奈良県行政書士会	平成23年3月16日
和歌山県行政書士会	平成23年9月28日
兵庫県行政書士会	平成23年3月18日
島根県行政書士会	平成22年12月17日
広島県行政書士会	平成23年7月5日
山口県行政書士会	平成22年12月17日
香川県行政書士会	平成22年7月11日
徳島県行政書士会	平成23年10月13日
高知県行政書士会	平成23年12月17日
愛媛県行政書士会	平成23年3月11日
佐賀県行政書士会	平成22年12月17日
大分県行政書士会	平成20年7月1日
宮崎県行政書士会	平成23年9月22日
沖縄県行政書士会	平成23年7月14日

32単体会

<参考>

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(意見書の提出)

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

請願文書一例：山形県HPより

「行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書」

行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑・多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政の橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところである。

平成20年7月には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述代理を法定業務として行うこととなった。これにより行政書士がこれら代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。

しかしながら、行政不服審査法において、行政書士は資格試験科目に行政手続法、行政不服審査法などが出題されるなど不服審査手続に精通しているにもかかわらず、手続の代理権が付与されていないこともあり、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言いがたい。

よって、国においては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

山形県議会議長 佐 貝 全 健

他土業における行政不服申立代理に係る根拠条文

<弁理士法>

第4条第1項

弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

第4条第2項第一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項 及び第六十九条の十二第一項 に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第六十九条の四第一項 及び第六十九条の十三第一項 の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理

<司法書士法>

第3条第1項第三号

法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

<税理士法>

第2条第1項第一号

税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章 の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

<社会保険労務士法>

第2条第1項第一の三号

労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

<土地家屋調査士法>

第3条第1項第二号

不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

